

祖先物語

田銀旺

前 書

- 一、本書は日本時代警察就職當初，古來祖先生活に關する事項を同職日本人から頼まれた當時の原稿を寫本にしたのである。
- 二、本書は祖先の昔話，昔の祖先、祖先の宗教、祖先の生活、祖先の社會制度、祖先の異種族讒首等を主題にして表したのである，從つて作者が山奥居住時代一九三七（民國二十六年）「日本年號昭和十二年」二月迄當時學校四年生，滿十二歲世を目覺た頃の記憶と實地見通した活動態，並びに前者の物語りを率直に聞いた事柄を筆記したのである。
- 三、本書は一九四四（民國三十三）「日本年號昭和十九」年八月起毎晩一項目を定め作文に決心し約二個月を経て完成したのである。
- 四、時代は變移に進み，往昔の祖先時代を察するには本書は一部分の見本として得られる事を確信して居る，但し内容は日文や日語等不符合な事で作者に執つて遺憾である。

第一 祖先の昔話

一、本地の前代人類

往昔本地に前代の人が存在した，其の時代に世間には鐵類が未だ無かつた。當時人々の食器類、工作用具其他凡てこの用具は石を細工して使用した。本地に存在した前代の人々は大人種と小人種（サドウソ）等二人種の人間だった，サドウソ大人の身體は現人幼兒の體位である。然し小人とは雖も矢張り世人として生存能力を有し，敵對戦の場合は巧みに地形地物を利用する，平野戦の場合は蕨草に伏撃し，山戦の場合は山里芋（バイハル）の下面に伏撲するので，彼等と戦ふには相う容易な事では無い。或時大人種の人と小人種の人が戦争をした，すると大人種の人が敗戦した，其の後に再戦して大人種の人がとうがらしをたくさん鍋に焼き，全面に散らしたのでサドウソ等が咳やくしゃみで現れたので，やつと彼等を殺害する事になつた，後世になつて本地に其の時代の人々が滅亡した。後世の事になつて本地は變移に現世の人類が存在する事になつた，これは即ち本地原住民たる我々の先祖である，所謂現世原住民は本地人類の後代になつて居るので。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二日執筆

二、祖先由來

昔我々の祖先は海外（シバルニンアブ）から來た者である，シバルニンアブで或人が魚取りの事で船乗をして海へ赴いた，すると海中で大暴風に襲れ，船が大風や荒波に搖られ搖られて，長々の日を経て，その船がいつの間にか本地に停頓した，それで彼等船乗人員は本地に上陸した。當時本地は無人類だった，其時代に彼等は首先に本地を領用した，即ち彼等は現

世我々原住民の先祖である、我々の祖先はシバルニアブに居住時代は文明人で文字があつたが、祖先が本地に渡來時に文字が海中に落ちたので其時から我々は無字になつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月三日執筆

三、宇宙話

往昔世の始めに宇宙が三個あつた、我々は中間の宇宙に存在して居る、此の世の上にも一個の宇宙があり、下にも一個の宇宙がある。そしてこの三個宇宙に依つて人類が異つて居る。下宇宙は處々地が發火して絶へず煙つているので、人類は黒人種になつて居る。我々中宇宙は下宇宙の火熱と煙りの影響で、人類は稍々黒く所謂黃人種になつて居る。上宇宙は火熱と煙りに影響されていないので、氣候が良いし、人類が大きく白人種になつて居る、その時代三個宇宙との間接に隧道と境界門があつた。従つて三個宇宙の人類は外交上頻繁に往來した、或時の事になつて、中宇宙に或人が下宇宙に出遊して、キヨン（サツコツ）を見て直ちに殺した。ところがサツコツは該居民等の養犬であつた我々中世人にしてはサツコツは山獸である、この錯誤の因由で、下世人は怒つて下宇宙の境界門を閉鎖して絶交した。其の後の事になつて、我々中世人に或滑稽人が上宇宙との境界門を徒らに閉門した、すると門はもう開けられない事になつた、其時から三個宇宙人類との交際が斷交した。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月四日執筆

四、天の物語

此の宇宙の上に天が存在して日常世間の人類を支配して居る。それで我々は生存中吉、凶、福、禍等を得るのは凡て天の所為である、天は人々の有様を詳しく知り、我々は何時何處で何をする事にしても、どんな秘密の

事にしても，暗い所にしても，善惡や凡ての事は明察である，我々人間はこの世に正善に生けば天から祝福されて長生し，子孫が多くなり，働いて豊作になり家畜類にも惠れて享樂な生活を得られる，但し不正善な人には天から呪れて長生もせず何事にも不幸になる上に一生苦勞して居る，天は日常人々を守つて居られるから，我々は天に依つて行へば必らず救はれるのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月五日執筆

五、祖先の祭祀由來

昔人々は未だ祭祀を行はない時，不可思議な次第が起つた，人は獸類になり，石になり其他様々の事に異つた。其の時，天界から月が降りて来て，人々に祭祀の事を教へた。月が曰く，世の人々は甚だ不可思議な次序になつた，今時に人々は改心し眞に天の教へを守り，祭祀を行へば今來様々の不可思議な事が直ちに除去し，世の人々は平安になるのであらう。祭祀に就いては，先ず月の情形を確めて，初月、圓月、細月等になつたら忘れずに天の祭祀を行ふ事，更に皆様の時代起，子々孫々に至り，このように行へなさい。そうすれば世間に人々は平穩に生ける事になる，そして天の祝福に依つて世に人々は繁榮する事になる，反してこの教へを背く人は世間に滅亡する，月から教へられた通りに天に祭祀を實行すると，成る程不可思議な事が無くなつて，人々は平安になつた。其の時代の祖先は天を信ずる事になり，天の祭祀を行ふ事になつた，これが祖先の祭祀由來である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月六日執筆

六、太陽征伐話

昔世に太陽が二つあつた，一つは晝間に現はれ，一つは夜間に現はれ，

世間は晝夜に區別が無く、暑熱甚しかつた。地上に草や木も枯死し地面に水が無く、無論農作の生産も出來ず、世の人々は大いに禍ひだつた、それで或部落民に太陽征伐すべき思案を相談の上、志願者七人の壯人が決心した。扱て七人の壯人が太陽遠征に赴く事になり、出發前に自家の廻り又附近の路旁にも蜜柑を植えて留念にした。此の七人の中、三人が幼兒を背負ひ合せて十人の壯幼が出勤した、然し太陽の位置は甚だ遠く長々年を経ても尚目的地に達せず同行三人は途中で死亡した。後七人は續行して目的地に到着した頃、前來四人の壯人がもう老年期になつた、前來三人の幼兒は途中で成長して、もう壯年期になつた。この七人は現場に太陽を第一の矢を放つたが不命中で太陽は西に進んで沒した、間も無くもう一つの太陽が現はれた、そして第二の矢を放つと、太陽の目に命中した同時に、太陽が失明になり、直ちに光と暑熱を失なへ世の中は一時眞暗になつた。其の時から太陽が一つになつて、第一の矢に命中しなかつた太陽は晝間に現はれ第二の矢に命中した太陽は夜間に現はれる事になつた。太陽征伐に成し遂げた七人は退却するに又もや長々年の歸途を的にした、従つて後年になつて、ようやく故郷に歸著した頃、前年壯人等がもう白髪で背中曲り（マコンコン）の老々年になつた、前年背負はれた幼兒三人は、もう老年期になつた、前年彼等が留念に植えた蜜柑も已に老木で實が成る頃だつた。彼等が太陽討伐した為に太陽が一つになり、世に晝夜の區別があり、氣候が暖かくなり、地上の生物も豊かになり、地面の草木も茂り、水も流れ農作の生産も出來るようになつた。現世月と稱するのは昔祖先が討れた一つの太陽だつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月七日執筆

七、洪水話

或昔この世は洪水だつた、當時世の全地が海水に漲り、唯一サルベと稱する高山の頂上だけが陸地だつた。海水に迫られた時、凡ての動物は避難

して處々の山へ登頂したが、海水が全地に上漲し全般に世の生物は全滅した、只よくもサルベに行き届いた者だけが僅少に生き残つた。この生存者は所謂人類、野獸、蛇虫類等で、サルベに集住する事になつた、其の時、人は一事に困つたのは火の事だつた。人は濬蛙を外界へ赴かせて火を取らしたが、濬蛙は海水を泳いで往來したので、只炭を口で携へて火焰が無かつた。次に山鳥（カヘツペス）を赴かせ、カヘツペスは良くも海上を飛んで往來したので、火焰の儘口で携へて來たので、人は火を用ひられる事になつた、それで人はサルベ在中、思ふ存分に獸類を食用にした。後の事になつて世の全地に海水が減つて陸地が元通りになつた、そしてサルベに集住した生物は各種類に依つて全地に散在し、到る所に増加して現世満ちる程になつた。鳥類でカヘツペスが格別に口先が赤く見えるのは、洪水時に外界から口先で火焰を携へた火焰跡である。カヘツペスのお蔭で、人は火を用ひ得られる事になつたので、人はカヘツペスを妄りに石をなげたり、殺す事は嚴忌み、強いて成すと衣類焼失、住家が火事になる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月八日執筆

八、昔の人生

或昔に人は長生きだつた、無論世に死する事無く、病、心配、疲勞、苦勞、労働等の事は滅多に無かつた、人は老年に達すれば蛇のように只皮膚だけが自然に抜き變へ、身命は若返りだつた。當時野原で食物が自然に實るので、生活上人々は不便な事が無かつた、この時代に人々は世に享樂だつた、後になると或人が天に背き我儘になつたので、天は怒つて次第に人生を變更して、世の人々は労働生産で疲勞して生活を營む事になつた、尚更世間に死、病、負傷、變死、其他事に現世動態の如く人生複雜になつた。こうなつたのは昔或人が天に背いた起因である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月九日執筆

九、米一粒の話

昔の人は飯を煮くには大人一人が米一粒で満腹だつた，そして炊事の場合は人數に依つて幾粒かを煮いた，此の時代に或死人が復活して家人が米一粒煮いて飯を與えた，ところが彼は満腹にならず又飯を要求した。次に幾粒かを煮いたが，それでも空腹の儘だつた，三度目に大鍋に米を増粒に煮いたが，彼が全部食べても満足になれなかつた，これで家人が不可思議な事に驚異し村内に大騒ぎになつた。すると彼の要求で，もう一度飯を煮いて飯に鼻屎をかけ，私が食べた後は元通りになつて，米一粒で満腹になると言つた。ところが家人が食ふ飯に鼻屎をかけるのは不潔な事だと拒んだ，故に死人復活の人が不快になつて，誰でも知らない所へ去つた。するとあれから米幾粒の價値が無くなり，器具に計つて人數宛に飯を煮く事になつた現世に至つて，こうなつたのは昔或家人が死復活人の言れた事を行はなかつたからである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月十日執筆

十、水、薪が自然に入家した話

或昔飲食水と薪が自然人家に入つた，この時代の人々は炊事等が非常に便利だつた。或日の事，家婦が家門に機織中，水、薪が一齊に入家した，時に婦女の機織器具と用糸が混亂になつて，もう取り直す事が不可能で，婦女が大怒りになつた。すると當日入家した水、薪今迄残つたものも，かまどの中に焼殘つた薪、炭迄も全部其の家へ出て源地へ戻つた。そして，その時から人は自分で源地へ水と薪を取る事になつた，こうなつたのは昔の或婦女が怒つた起因である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月十一日執筆

十一、糧食が人家を去つた話

或昔人々は農事生産に惠れた時代があつた，當時は農耕生産に百分の百が満作だつた，この時代に或裕福な家庭が家内に食糧が満ちて家人が住むに非常に窮屈になつた。或日一人の家婦が出入するに通る所が狭くて不便な事に怒つた，何故本家に食糧が多過で住む所と通る所が無くて本當に邪魔者だと出言した。すると食糧がこう返答した，婦人よ何故怒るのか。これ迄わたし等が本家にいて，本家人は最豊富になつた事は知ら無いのか，世に貴女は家計に惠れた事であり乍ら尚不平な事があるか，では貴女の起言に依つて本家を去る事にしよう。すると見る見る中に所有の糧食、家具迄一個も残らず何處かへ去つた。その時から世の人々は勞苦して働き，多く生産にしても，豊作にならぬ事になつた。こうなつたのは昔或婦女の怒りに始つた事である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月十二日執筆

十二、人と蛇の戦争話

昔の人は蛇を虐殺する事は無く，蛇も人を咬ふとする事は無かつた。或日の事，人は百歩蛇皮膚の字體を見て非常に羨しく，その模様を機織の見本にしようとして，子蛇を捕へ隠した。それで親蛇は方々を探つて人に尋ねた所，人は知らぬ振りをした上，秘密に子蛇を殺して隠した。然し蛇は狡猾で騙される事が出来ず，更に人を追求し，三日以内に子を放出する事，でなければ，三日後復讐をするに異議無しと警告した。でも人は小事の生きもの位は何ものかと平氣だつた，三日を経て第四日目に蛇類、虫類が聯合して人と戦ふ為に現はれた，人はこの有様を見て驚き，男女老壯幼問ず直ちに刀、石、棒、火、水等を執つて總動員應戦した。すると螻蟻類が地面より人々の全身に登つて咬み惱ませ，蜂類は上面より飛んで人々の

目、手、足、全身に潜り込んで毒を射し、蛇類は四方より人々を包囲して蛇の毒を用ひて人を咬み射し、見渡す限り蛇類、虫類の群になつた。時に人々はどうする事も出來ず、この戦ひで全滅した、生き残つた人はもう僅か三人、彼等は賢い事に早くも刺木（サロクスカド）に登上して蜥蜴から保護された者である。三人はサロクスカドの上に居た時、三人の足下に蜥蜴は頭を左右に振り乍ら、その場を離れなかつた。木の上に人が未だ生きて居るのを蛇が見て、登上しようとしたが、蜥蜴は蛇を制止し、もう已に咬みついた、間も無い中に落死するであろうと騙した。そこで蛇は戦況を察し、人々は最早全滅した、これで蛇の聯合團體が勝利を得て、退却する事になつた。戦後に人と蛇は和解して朋友條件を締結した、その時から人は百歩蛇をカベヤド（朋友）と稱する事になつた、蜥蜴は人を助けたもので、人は亂暴に蜥蜴を捕へ、悪戯ら、殺す等の事は忌み、特に蜥蜴から咬れると身體が瘡せる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月十三日執筆

十三、煙草に化した女の話

昔或所に睦しい夫婦が居た、何をする事にしても、何言にしても、何處へ行く時にも、一致で夫婦生活の間は滅多に争ふ事はなかつた。或日の事になつて、妻が重病で苦しむ程になつた、時に夫は妻を抱擁し悲哀に泣涕した、それで妻は、この世に貴夫は最好の男だつたと、わたしが信じて來たのだ。然し私達はこの世にどうしても別れる事になるのは天命の事です、萬一わたしが先に去世になつたら氣を確に持つて暮せよ。そして、わたしの墓地に異草が生へたのを見たら、その葉を乾かせ、煙管で煙草を吸へば立ちどころに憂世の勞苦も無くなるであろうと前以つて遺言した。時になり幾日を経て成る程、故妻の墓地に異つた草が生へた、異つた草が格別に灼灼と茂り、幾日後、言はれた通りにすると、全くそのようになつた。これが人の煙草として傳來、現世人々が嗜好に用ひられる事になつた、即ち煙草の由來は、あの女から化したものである。

十四、山鳥に化した婦人

昔或二人の婦女が居た，一人は夫と離婚した，一人は夫と死別した。或晚この二人の婦女が一緒になつた，二人とも同傷心で，離婚した女はサルポスアン（心が悲しい意）と出言した，夫に死別した女もコオケスタド（死んで仕方が無い意）と發言した，彼女等は同様に悲哀の餘り，一夜眠らず，一人はサルポスアン，一人はコオケスマタドと代り代り，再再發言に續いた，至り翌日になると，彼女等は附近の山へ赴き，續け様に唱へつつ，更に山奥の遠方へ赴き，長々の後日，遂ひ山鳥に化した。現世山で一對の如く，一方は高聲で一方は低聲で，代り代りに聞えて鳴く鳥は昔二人の婦女が山鳥に化した事であつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月十九日執筆

十五、鷹に化した孤女兒

昔或孤女兒が居て，母親が早死で，父親は他女と再婚した。父親は偶々出獵するので，女兒の事は二度目の妻に任した所，彼女は夫の前では女兒を非常に親切に取扱つて居るが，夫不在の場合は，常に女兒を虐待した。或日，夫は十日間出獵する事にした，この期間を経て夫歸宅の日に，妻は家で支度した，朝早い中，女兒を水くみに行かした，女兒は水をくんで歸へつて來たら，もう一度くんでから飯にしよう，今すぐ飯を煮きますから。女兒は二度目に水をくんで來た，すると又大きな水瓶一個を示せ，おかげを未だ煮ていないから，水いつぱいになる迄飯にしよう，女兒は三度目に水を何遍もくんで，いつぱいにした。すると更に水瓶二個と水桶を示せ，これらの器に水を全部いつぱいになる迄飯にしよう，飯のこげも與へよう。女兒は四度目に示された所有の器を何遍も何遍も水をくんで全部いつぱいにした，女兒は空腹になつたので，母上様ご飯は？と尋ねた所，彼女は女兒を騙して，ああ犬が全部食べてしまつた，では今すぐ急いで飯とおかげを煮ますから，家の内外を掃き，これらの支度が終つたら飯にして

休む事になり、父親を待ちましょう。女兒は五度目の事で、家の内外隅から隅迄掃き、家内の家具や外の薪迄も整理して一切の支度を整へたに拘わらず、彼女はもう女兒に對して氣に食はぬ振で、飯て無んだと大聲で怒つた。彼女は支度の事に何もせず、只満腹に飯を食べ、女兒はこれ迄支度の事で、空腹と疲労に衰弱して、もうこれ以上我慢が出來ず、大聲で泣いた。女兒は再び家に入いらぬ決心で、廢笊と廢ほうきを携へ、見えられない所で廢笊を半分、兩手につけて羽根に造らへ、廢ほうきを尻につけて、尾に造へ試用に飛んだ所、家の屋根迄飛び上つた。屋根で一息して二度目に飛上すると、高い木の頂上へ止つた。高い木の頂上に沈着にして空中を目撃し、三度目に飛上すると、もう完全に成功した。時に女兒は特に自家の眞上方方へ飛行した間際に、父親は歸つて來た、已に女兒は眞上の空中へ飛行した、こうなつたので父親は呆氣に取られて眞上を目撃し、泣いて女兒を呼んだ、すると眞上から女兒の涙が落ちて父親の首に當つたので、父親は首が切れて其場に倒れ死んだ。夫の死後、世間誰一人でも彼女を相手にせず、彼女は老年に及んで浮世の生涯をした。現世にして鷹の羽根は元廢笊だ、鷹の尾部は廢ほうきだつた、鷹は昔孤女兒だつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十一日執筆

十六、猿話

猿は元々人間だつた。昔或怠け者の青年が居て、毎日一人で畠へ仕事するのに、畠地は其儘一向に耕した所が無かつた。彼の理由は鍬の柄が悪いから働かれないと云ふ。それで父親は新しく上等の柄を造へて與へた、けれども相變らず働かないで、只木の陰に休んだ。毎日仕事に出かける振で、畠へ赴いた所、或時父親が畠へ行つて見ると、現場に青年が居無かつた、それで畠の廻りを探ると、怠け者の青年は只木の陰に休んで居るのを發見した、父親は彼を叱つたので、鍬を携へた儘山中へ逃げ去つた。彼は其時から人間を離れて、ずっと山中に居たので、遂ひ山獸の猿になつた。

猿は山獸類で最も賢い事は、元々は人間だったからである、現世見える猿の尾は昔鍬の柄だった、猿の尻部が赤く疵に見えるのは怠け者で、常に地面に坐つた傷跡である。

十七、娘と野獸の戀愛話

昔或娘は野獸（山豬、山鹿）と戀愛した。粟の穂が實る頃になつて、父親は娘に粟畠を監視させた同時に、娘を畠小屋に宿泊する事にした所、娘は野獸と戀したので、粟畠の事を一向に監視せず、野獸の来る儘にした。或日、父親が畠へ行つて見ると、野獸の足跡を發見して、娘を油斷せぬよう注意して家に歸つた。日を経て父親が又畠を見廻りに行つた所、野獸の足跡が前よりも多く畠中の粟が散々荒されたので、監視不届きを責めて、娘を家に歸らせ、其夜は自ら監視する事にした。眞夜中頃、大きな山鹿が一頭現れた、これかと直ちに討ち命中したが、鹿が餘力で抵抗した、其處で父親と山鹿が奮闘した跡が畠中のあちらこちらに見受けられ、畠中に五、六個所の石堆（パインスル）迄も崩壊され、最後に鹿を殺して運んで歸り、事の始末を家人に知らせた、そして家人は鹿を料理にすると、娘は鹿の屍體を離れず、目が涙乍らに見つめていた、或家人が何故泣くのかと問へ、娘はいや、わたしは泣く事は無いよ、火が煙いので目が痛いと答へた。然し家人は彼女が鹿と戀した事を確認し、人間にして野獸と肉體關係をするのは不法であるこの娘を生かすべきでない事にした。扱て鹿肉の料理が出來た、最初に煮えた肉を一切れづつ與へる事にして、肉を刀平に並べ置け、家人各自が一切れづつ取る事にした、最後に、この娘の配分になると、即時にその刀で娘の腹を刺した、すると娘の腹から數匹の子豬が出産した。その時子豬の半數は家の前面に留り、他の半數は家の後面に留り、暫くして山中へ去つた。當時家の前面に留つた子豬は現世家畜豚類の祖先である、當時家の後面に留り、暫くして山中へ去つた子豬は現世山豬の祖先である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十二日執筆

十八、平地に脱離した祖先の由來

昔から我々の祖先は本地の原住民であり，元來は平地に居住した。古來祖先は農業と獵獸等を主業に成す事は生存上の命脈だつた，後世の事になつてから本地に異人プウツ（現平地人）が現れた，其後原住地の平地は祖先とプウツの墾地になつたので，平地に野獸類が無くなり，其他の地域に進入した，これで祖先は獵獸な事に不便になつたので，野獸を追蹤して他の平野に遷住した。この時代に祖先所謂ブヌン族はラムガン（現南投）、シュシュウ（現集集鎮）、ミハバド（現水里鄉）等の各地方に居住した，これが即ち當初の移住地であつた。後の事になれと，該地にプウツも遷入した，其の後，該地は祖先とプウツの墾地が次第に廣がつたので，野獸類は山中に進入した，すると祖先は又獵獸の事を不便に感したので，山獸を追蹤して漸次に山奥の中央山脈の地域に遷住した，祖先が平地に脱離した由來はこうである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十四日執筆

十九、祖先の馘首由來

原來原住民は山奥に散在して，各種族に依つて一定の區域を領用して居住した。如く地理上西巒大山、東巒大山、郡大山等の地方はブヌン族祖先の原住地であつた，そしてブヌン族の北方はタイヤル族で，南方は一部分のツオ族，其他パイワン族等の一例で，矢張り人的要素に依つて存在した。この時代は異種族と敵對心が未だ無かつた，後代の事になつて，獵場の件で敵對事件が始つた。當時，或一個所の獵場で，獵師ブヌン族とタイヤル族が同日同獵場に出獵した所，タイヤル族はこの獵場はこちらのものだから，二度と來ないようにと懇談に警告した。するとブヌン族はいや，この獵場はこちらのものだと強調した。兩方とも譲る事無く，益々四方に

獵場を廣めようとしたので、或獵場で異種族と爭鬭して殺害事件が發生した。この因由で異種族との讐敵が起り、逐に馘首して頭取りになつた。異種族を馘首して頭を獲得したものには名譽があり、優勢として一般に重視され、尊敬されるほうで、男たるものは舉つて敵戦に振つた、尚更名譽に絡つて異種族の頭を累積を成す習慣が更新し、凡ての異種族を敵對に成せ、漫然の敵意として馘首、頭取り習慣に盛行した。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十五日執筆

二十、ブヌン分氏族の由來

現世ブヌン族ではタクバヌアド（巒社群）、ボボコン（郡社群）、タケバクハ（卡社群）、タケトロオ（卓社群）、タケバタン（丹社群）等五氏族の分別になつて居るが、元來はタクバヌアドとして一種族だつた。當時代は巒大山地方（アサンバヌアド）に居住した、後の事になつて或兄弟分家で、弟は郡大山地方（ボコン）に遷住した、それで彼等を地名に依つてボボコン（郡社群）と呼稱し、原住地アサンバヌアド居民を原地名に依つてタクバヌアド（巒社群）と呼稱にした。後代の事になつて、タグバヌアドに或者は濁水溪對面卡山地方（バクハ）に畑を開墾した、畑地に粟の穂が出る時期になつたので、粟畑を監視の為に一家人の中、或者はその畑小屋に宿泊する事にした所、その時、大暴風に襲れた上に、濁水溪を渡る唯一の橋も流失した、この橋の位置は深い深い谷間の溪流で、又兩地帶は険しい岩壁で、以外に渡れる所が無かつた、これで原住地並びに本家人と分家したので、地名に依つて彼等をタケバクハ（卡社群）と呼稱する事にした。更に後代の事になつて、タケバクハに或者は卓社大山地方（トロオ）に畑を開墾した、すると農作上遠隔不便を感じて、彼等は該地に定居する事になつた、故に地名に依つて彼等をタケトロオ（卓社群）と呼稱する事にした。外にタケバタンの事もあり、原來タクバヌアドより分居して、丹大山地方は開墾定居したので、地名に依つて彼等をタケバタン（丹社群）

と呼稱する事にした、本來ブヌン族の分氏族の由來は前記の如くである。

二十一、冗談話を眞實にした

昔懲社群（タクバヌアド）と卡社群（タケバクハ）が氏族に別れた當時祭祀用に關する問題を只濁水溪對面に呼應する事にした。タクバクハ方は收穫時期になつたが、こちらにはラクラク（祈禱用具）が無い、何を用するかと問ひた。タクバヌアド方が小石を示せ、臨時に石を用ひなさいと答へた、するとタケバクハ方が粟收穫中こちらには、おかげになる物は何も無い、忌にならないおかげになるのは何か再度問ひた、それでタクバヌアド方は畑中にあるカレラン（豆の一種）の莖を動かせ、その枝を折り、手上げ示せ、このカレランをおかげにするのは差し支へ無いと答へた、同時に祭祀期間には絶対に食鹽を禁ずる事、又粟收穫日に正午は飯を禁食する事と附言に冗談をした。ところでタケバクハ方は信實に、このように嚴忌に行なつた、この事が彼等の習慣になつた。至り後代の事になつて、更に卡社群（タケバクハ）と卓社群（タケトロオ）等が氏族に別れた時代にしても、タケトロオはタケバクハの慣例に從屬して、祭祀期間は嚴忌に食鹽を禁じ、粟收穫日の正午も嚴忌に飯を禁食する事にした。ブヌン同種族に於いて、このような特異習慣を固有して居るのは、タケバクハ、タケトロオ二氏族のみで、これらの事は昔タクバヌアドより冗談に仕掛けた起因であつたのだ。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十七日執筆

二十二、敵人を馘首した婦人

昔或一家に男等が皆出獵して、家には女だけになつた所、敵人が襲つて來た、來敵だと家婦等は直ちに入家し、家門を固く閉鎖した。敵人が侵入する事が出來ず、好誼心で煙草を吸ふのに、火が無いから火を下さいと、

屋根窓（トンコル）から手を内示した。家婦等は内より見上げて、三個の臼を高くかさね、その上より婦人一人が火を與へる様子で、敵人に接し、只敵人の手を掴んで下面へ引張つた。ところが反対に引き上げられそうになつたので、もう一人の婦人は、後援に二人で引き下げる事になつたが、敵人には未だ餘力がありそうで、更に妊娠中の婦人は、かさねた臼を抜け、二人の足を鞦韆にし、婦人三人の引力になつた。それで敵人の手を肩迄はずれ裂いた、敵人は屋根から落死し、敵従者等は命からがらに逃げ去つた。そこで家婦等は勇敢に奮つて、落死の敵人を馘首して頭を取つた。この時代に彼等婦人の名譽が廣く世間に傳はれ、更に後世の物語りになつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十九日執筆

二十三、タイヤル人に連れ去つた女

昔或る一家人が粟蒔の仕事をした所、タイヤル人が畠の近邊に密偵した。その日の仕事で、特異に手早い事兩協人の分迄も先に仕上げる程の女だつた、もう晝食だと皆が小屋に赴いたが、事に未だ少し残つて居るのを終らす為に、かたづけて彼女が一人だけになつた間際に、タイヤル人が現はれて、彼女を捕へ馘首しようとしたが、非常に美女で、且つ仕事振りが特異な事に、彼女を只密かに連れ去つた時に、彼女は妊娠の初頃だつた。タイヤル人に連れ去つた彼女は賢い事、路線を内密に確め、路傍の處々に石積を成し、木の枝間に石を置け、木の枝を折る等標を成した。抑て遠途を經てタイヤル人の住家に到着した同時に、彼女を娶る事にした、其の後の事になつて、彼女は男兒を出産した。男兒はだんだんと少年に成長した、然し父親たるタイヤル人は少年を憎惡に取扱つた、偶々怒つて飯を食べさせない、この時に母親は殘飯を廢品に入れて、犬に食はす振りで、秘そか子に與へた。芋を食べる時にも、一個の芋を半分づつ食べて、にがい物だ芋皮にまぜて、犬に食はす振で子に與へた。又肉食を切る時に、

少年を指圖して肉を持たして、父がその肉を切ると、少年の手或は足を切附傷をした。或日、母は少年の傷を見て、どうしたのだと問ひた、これは茅で切られた傷だ、時には路に轉んだ傷だと子が答へた、事實の事は父親を恐れたからである。然し日々に父親が益々苛虐に甚しくなつたので、或日、少年は母親に尋ねた、母上様、私はどんなにして生きようか、母親に體中の傷跡を見せて、これらの傷は山獵で獲物を切る時、又在家に家畜類の肉を切る時、父が私を傍に肢體を持たせ、父がそれを切ると、私の手、或は足を切附傷を成し、こんなに體中が傷跡だらけになつたのです。父が誤ちと偽し、事實故意にしたのです、飯を食ふ時にも、父は惡意に私を見つめて居るので、前來にしても、父は益々私を苛酷にされて來たのです。この儘ぢや終ひに身命迄危い事になるであらう、私はこの世に生きるよりか死んだほうが……と想ひ考へて居るので、その時、母は吾子の話や憐みを痛心に感涙した、そこで母は子よ、元來わたし達は種族上事實ブヌン族です、此處は異種族のタイヤル族です。以前わたしは現家父が密かに現地へ誘拐されたのです、當時わたしは貴子を身重の初頃だつたのですと。其他一切の事を打ち明けた、これで少年は父と間柄が異種族との故に、こんなにされた事を辨へる事になつた。それで母と子は元家郷へ戻る事に思案を密計にした、後日になつて、父と少年は獵獸に赴く事になつた。その時、母は餅をたくさん造へ、逃途の食用と他必要品を路の行き先に隠して置いて、用意を完全にした。父と少年が歸宅した時に、父が酒に酔ふてぐつすり眠つた間際に、母と子は密かに逃げ去つた、母は前年に標された路線に依つて逃進した所、途中で現夫たるタイヤル人が追跡に現はれた、母と子は彼を目撃しながら前進に奮闘した。彼現れば草叢に伏隠れ、或は木に登上して枝葉に身を隠し、或は谷間の瀑布（タシタシ）の下面に隠れ等の事は何回かの事だつた。この間に天の所為であつただらうか、幸ひな事に山鳥から助けられた。偶々タイヤル人が現はれ、母と子が何處かへ隠れると、彼等の所に山鳥が飛んで来て、止つて鳴くので、タイヤル人が鳥が飛んで来て、止つている所には人が無しと判断して他所へ去

つた。その間に母と子が前途に努力して、やつと故郷の地域に到着した、其處でタイヤル人は退却する事になつた、母と子は安全になつたので、續行して前家郷に歸着した頃は、もう晩方で、家人等は就寝になる所だつた。母と子は暫く外庭に坐して、母は竹口琴を奏した（ピスコンコン），すると家人等は快感に靜聽し、外で誰かがピスコンコンして、まるで前家人××だつたぢやないかと、家人等は囁中に、故××の前夫が外へ探ると、成る程前妻ともう一人の少年だつたので、直ちに彼等を家へ入らした。その時に、前妻は前來一切の状況を報告した、そして家人等は懐しい前家人と更に身内の少年が現はれた事に慕しく、母と子を歓迎して本家に復籍する事にした。その後、この少年は壯人に成長して優勢者となり、特にタイヤル族の事を大いに怨恨にした。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月三十日執筆

第二の昔祖先

一、祖先時世

往時祖先の時世を考察すると三期に區別すれば明かである，即ち歴史上前世起和蘭（オランダ）時代迄第一期である。當時祖先は台灣の原住民として大平地に居住した，この時代に原住民同胞に統一機構が無かつたが各種族に於いて自治的制度を行つた。

其後鄭成功時代更に清朝時代は第二期になつてゐる，その時代に祖先は各種族に依つて漸次に山奥へ遷移した。あれから山中に立籠つて文明人と接觸せず政府に國籍が無く所謂無政府，無化學で智識は頗る淺薄な事だつた，只自然の現象と祖先傳來の習慣や迷信を固持して日常生活を保つた。そして生存中吉凶禍福等は天の所為であるとして居る。殊に山中には醫者や醫藥が無いので病人は只天命に任し祖先が年々滅亡になりつつだつた，昔の祖先はこの情勢で農業、工藝教育生活社會凡ての事が何れも幼稚で全く原始時代に脱せずに致つた，當時清朝政府から化外の民、或は蕃人と稱された，清朝時代後に日本時代に變轉し，これが第三期になつてゐる日本時代になつて祖先は政府に統治され戸籍を重新に政府に編寫され，原始時代を脱しつつ復住平地近くへ移住さして文明社會に接觸する事になつた，日本政府は祖先を高砂族に改稱した，以上の如く祖先時代は三次の流れに経過したのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十日執筆

二、祖先の性情

昔文明人が祖先を野蠻的に考へて居たが然し祖先にしても人として人類に存在して居る故に社交上文明人それと同様な事である，例に表せば：

- 1.同族親愛の念が厚く夫婦親子間の愛情は言ふに及ばず，近鄰客人に對しては懇切で幼を愛し老年を憐む風がある。
- 2.名譽心と恥を重んじ，公の群眾に勢力を好み，群集に劣力な事には好まない。
- 3.性が廉潔で貪らず，例へ獵獸の獲物や大家畜等の肉等の如きこれを獨占する事無く親族、親戚等に分配し，その他鄰所にも與へる。
- 4.天性勇敢な事を要し，卑怯な振舞を大恥とし，敵人や山獸等に恐怖な事は非常に輕視されるのである。
- 5.性實に生き喜怒哀樂を顔や行動言語に現はし易い，一事に他人爭鬭の場合多年の親交關係を顧りみの事もあり殊に家族分戸，夫婦離婚等に永久に交らぬ事もある。
- 6.善に對する觀念は勤勉、親愛、貞操、廉潔、正直その他人の為社會の為に盡す行為を善と成す，惡に對する觀念は懶惰、争鬭、姦淫、詐欺、貪慾，其他社眾の平和を破壊し公に不幸を來たす事は惡として成すのであつて文明人と何等異なる所はない。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十三日執筆

三、祖先の男女間

祖先にして男女の間は一種の習慣性、迷信に絡まつて無暗みに性慾關係は不法行為として世間に嘲笑される，夫婦に限つて男女は一對になるべきでこれが男女間に於いて正當行為として世間に喜ばれるのである，特に祖先は男女共貞操を善行にするべきでこれ以外の性慾關係は嚴忌として男女間の交際は非常に注目されて居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十四日執筆

四、祖先の大自然觀念

昔の祖先は原始的な社會で日月星辰又風雨雲雷それに土地山森林水等は如何にして出來たのかが、無知な事である、これらの自然は皆天の所為であると觀念にして居る、只大自然の現象と人事との間に因果關係があると信じて居る、従つて旱魃になつたら雨が降るように或は淫雨になつたら雨が止むように天に祈願を行ふ。特に日蝕、彗星が現はれた時になると世間に如何なる事件が發生し、我々に禍ひを來たすと不安になり畠地の仕事を中止休業し天に祈願して禍ひの除去を成すのである。大自然の事で祖先は天に對して依頼心を要するのであつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十五日執筆

五、祖先の數學

元來祖先は無字、不識字で文字を表して物を計算する事がない、一般に手指、足指、或は小石等を示して數を算する。見識を表せれば次の如しである。

1. 加法算 (+)

甲乙の符號を標する甲數乙數の各部分を別々に置け、兩方の數を合せて算する、これで總數の物を判明得られる。

2. 減法算 (-)

全體の物を數へて置く、此の中から減らすべき部分を取り除き、その残り部份の餘數を判明得られる。

3. 除法 (÷)

物を分ける場合に配當すべき人の數に依つて先ず一個づび並び置いて數を示し、そして示した數に依つて物を同數に分配すると各々の數量を判明得られる。

4.乘法算（×）

昔の人はこの（×）算を一般に無用な傾向で例表を省略する。

5.度量衡

昔の祖先は金錢が無いので物の賣買は一般に借用と交換條件の傾向である。その方法は目方に依つて行ふのである、物の場合は物の數に依り粟の場合は束數に依り、小物の場合は器具に入れる等で算定を成す、家畜類の場合は大中小瘠重輕等の目方に依つて算定を成す、祖先にしても作法があり借物を返へす時は些に余計に返へす事もある、ものの長さ短さを計る場合は手指或は兩手を伸して初點より終點迄の長さを測定を成す。建宅の場合もこの方法で長さと廣さを測定を成す距離の場合は特徴の位置を示して些處から其處迄と判定を成す。畠地の場合は土地の目方に依つて面積を判定を成す、このような有様で祖先の數學は正確にはならないのは無論である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十六日執筆

六、祖先の暦日

昔の祖先は暦日に關しては頗る幼稚なもので唯太陽の位置と月の情形其他自然現象に依つて時、日又は季節の或るものと表はすに過ぎない、數を以つて暦日時刻を表示する事は知らない、従つて一日の時間、一個月の日數、一年間の月數、自分の生年月日年齢の事もゼロである。只時の表示とも見られるのは次の如く：

1.時刻

太陽の出沒に依つて晝夜を區別し又太陽の位置に依つて朝夕日出、日没、午前、正午、午後、夜等に區別して居る、朝天暗い時は鶏鳴で第一番、二番と確めて四番目に天明にする、晝間雲り雨で太陽の位置を判明出來ぬ時はサクワンと云ふ鳥鳴で時を確め、第一番目には朝頃と、第二番目は日が昇る頃と第三番目に正午で、第四番目に日が下る頃と第五番

目には夕方頃になると判明を成す。

2.日數

晝間を基準にして一日と數へる。そして今日の一日、明日、明々日、後日等の日を數へ、反すれば今日の一日、昨日、一昨日、前日等の日を數へる。又來日に關して一日二日三日と數へて一週間十日間位の日數は容易な事であるが一個月以上の日數になるともうゼロである。それで他人と約束して日數を定める場合結紐を用ひる、これは二つの方法で一つは定めた日數部分の紐に結び節を造りそれを毎日一節づつ切れ去り全部切り去つた時を約束した期日になる、もう一つは反して毎日一節づつ結び付けてその節數が定めた日數になつた時を約束した期日になつたとする。

3.年數

年の始めは一月であるとは昔の祖先にはゼロな事で年を數へるには粟蒔、種蒔時期を基準にして居る傾向である、祖先は農事に年に一度の粟蒔或は粟收穫をするので物事の年數を確める時はこの粟蒔或は粟收穫時期の回数を確かめ數へる。然し十年以上の年數になるとゼロで自分や他人の年齢の事は無論である。

4.季節

年中の春夏秋冬等の四季の區別を知らない、只自然現象の氣候に依つて今は少し暑くなつた、今頃は最暑くなつた、今は少し寒くなつた、今頃は最寒くなつた等の氣候を見覚えるので即ち年内に春は夏の初頃だと秋は冬の初頃だと云ふように一年は夏、冬との二季を認識して居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十七日執筆

第三 祖先の宗教

一、祖先の神様

祖先には神様と言ふ言語が無い，然し祖先は宗教上天を崇拜したのである，天を Diqanin と稱し，Diqanin は世の人類を支配していると觀念を固持して居る，祖先の物語に依ると往昔の世に不思議時代 Diqanin は凡てこれの驚異を除去し世の人々が平安になつた，この證を信じて祖先は其の時から傳統的 Diqanin を誠の神様として崇拜する事にした。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十八日執筆

二、祖先の靈魂觀念

人には靈魂がある我々は死んだら身體はこの世に土地になるが靈魂は生存の儘この世を離れて靈界（死人の世界）へ赴く事になる，我々各自の祖先や親戚，兄弟，友人知人等が今其處に存在して居る，我々も死んだら各自の靈魂は皆死人の世界に彼等と逢ひ再び一緒になれる，但し男にしてはこの世に生存中敵の頭と山鹿、山豬等を取つた威勢のある者にして靈界へ赴く時に其處に居られる祖先は威勢のある良い子孫が來たと盛大に歡迎され，多くの同勢を出して出迎してくれる，反して此の世に生存中何にも威勢が無い者にしては靈界へ赴く途中誰でも出迎へしてくれる者が無く非常に寂しい事である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十九日執筆

三、祖先の死人路話

生存者の世界と死人の世界が區別に離れその中間に此の世に生存者が見へられない天空に橋がある，これは死人の世界へ赴く唯一の橋である，人が死んだら必らずこの橋を渡つて行く。死人の世界にも路が二つに區別されて一つは好い路で路中に草や木が一個も無く非常に立派な路である。生存中行ひが正しく良い人には死んだら良い路を渡れられる。もう一つは悪い路で路中には草原で刺木が多く又斷崖ばかり極めて危険である。生存中に行ひ不正で悪い人には必らずこの路を渡る事になる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月二十九日執筆

四、祖先の幽靈話

人々にして故殺死、縊死、溺死其他變死等になつた者には靈魂が靈界に赴かず現世の斷崖に留つて，鬼になる人は直接鬼の形態を見る事が無いが鬼は人の姿になつて生存者に現はれる事がある。例へば知人から連れられて山中或は山崖か何處かに放置される，これは鬼の幽靈である或は途中で知人が現はれて一緒に歩いたが行く途中に彼が急に居無くなつた，或は何處かで人の姿或は人の聲が現はれ，それを確めると人で誰も居無いこれらの事も鬼の幽靈である，こんな幽靈を見ると禍ひになる，又鬼火の事もある，鬼の火は青色である，夜間頃何處かで鬼火が現はれる事もあるこれも鬼の幽靈でこの現はれを見るのも禍ひになる，それからサンコール（鬼火）の事もある，これは鬼火が圓形を成し大きい人の形態が眞中に坐り忽然と地上に飛んで現はれ次第に膨脹しつつ速かに形が消えてしまふ，これこそ鬼人の幽靈である，この現はれを見た人には身内に死を來たす，或は家人の禍ひになる，特にこの現はれを發見した者には惡運である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年八月三十日執筆

五、祖先の祭祀

昔祖先にして祭祀を行ふ意義は生存健全、農事農作、狩獵豊獲、敵人の頭豊取等にならしむ事を要するのである。

そして古來祖先に傳つて一定の方式に依つて行ふ事である。祭祀期間に忌物に禁食するのもあり、農事を休業する時もある。其他迷信に絡まつて忌にするのも種々ある、祖先は祭祀の事を重んじ大祭祀の月になると男は前以つて獵獸に赴き祭用の獲物を貯へて置く、祭日前にも多量祭祀酒を作り祭日に豚を屠り盛大に祭祀を行ふのである、共同祭祀は親族に依つて一團體になつて居る。そして一團に適當な祭主を任用し祭日は祭主の下に祭典を行ふ、祭日は一村落が同日に行ふので各祭主の行事が終つたら村民が集結に宴會に著く。昔は他人と接觸する機會が少ないが大祭日になると嫁いた婦女、親戚鄰村の來客村民等と幾日間交々酒宴の團欒が盛行に見受けられる、祖先の祭祀は様々數多いが其中三つを例に表せれば次の如しである。

1. 粟祭祀

古來祖先の命脈は粟、生活上粟が主食物になつて居る、それで年に一度盛大に粟祭を行ふ、この時の粟祭に二つの方式を要する、第一方式は各家庭が年内の新鮮粟飯を煮いて聚食（コスコンマオンムサク）の祭典を行ふ、即ち一家人が其年の新鮮粟飯を初食するのでこの祭典は嚴忌な事である、例へ其年内に殺人、殺犬、殺貓、祭祀期間に忌物を無暗みに食べた者、祖先傳來習慣、迷信を犯した者には絶対禁食されて居る。強いて食べると一家人が貧乏になる。或は一家人が滅亡する、其後の煮いた飯になると差支へない事になる、第二方式は、この祭日に新穀の粟を倉庫に納め一年の收穫を表す、この時は豚を屠り、祭主の下に新穀物、酒、豚肉等を天に供へ今後農事の生産に惠まれ、來年は最豊作になるよう、本家に益益糧食が満ちたるよう、本家人が健全に居られるよう

に天に祈願して祭典を行ふ，そして各團體共同祭祀の行事が終つたら村民や來客人等が集結して祝祭宴會に開始に成る，大勢の交はりで盛行團欒が楽しい事に見受けられるのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月一日執筆

2.子供祭祀

昔祖先は子供を多く出産する程非常に喜ばしい事である，殊に男兒の場合は尚更喜ばしい事である，男兒は將來一家の發展に助力者になれる，又後代を生かす，此點女兒との差別傾向がある。然し父母としては男女問わず同様に愛撫するのである，但し古來祖先の慣例に依つて子供祭りには特に第一胎男兒には莫大に行はれ且つ特別な方式を有する。その年内に第一胎男兒を出産した家族は多量の酒を備へ大きい豚を屠り祭日に主理者の下に祭典を行ひ，この男兒の一生が健全に且つ獵獸や敵人馘首等の威勢に立つ立派な人になるように，弟が次々に生れるように彼等兄弟の間に子孫が世に榮へるように祝福を成す。この時は第一胎男兒の事に關して夫妻間の家族が祭品やり取りの方式があつて夫の家族は豚を禮贈にすれば妻の家族は價値ある器具を返禮にする，反して妻の家族が豚とすれば夫の家族は器具にする。年に一度の子供祭は村内が同日に行ふので各主理者の祭典が終つたら妻の親戚，其他來客等が村民と共に祝祭宴會に集つて親睦の表情を交々多勢の團欒が如何に愉快な事である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二日執筆

3.耳射ち祭祀

元來祖先は生活上に獵獸を副業として重要にして居る，それで年に一度獵獸豊獲に成らしむ意義を現はして耳射ち祭を行ふ，耳射ち祭は男に限つて行ふ儀式で意義は身心安全と獵獸豊獲にならしむ祭りである，祭りの共同團體は一親族或は同姓族に成り立つて居る，祭典の方式を三つに表せば：

(1)耳射ち方式

山鹿の耳を前方の木に置き少年以上の男は輪流に發射すると同時に今

後獵獸に山鹿、山豬、山羊其他山獸類等を命中に獲得成るように各自が呼言を成す。

(2)マパツビス方式

耳射ち全員が終つたら住家を閉門して男は家内に領袖者の下に祭典を行ふ，この時は所有の狩用具を集めて酒を注ぎ清める意でこの所有武器が有利的に用ひられるように，今後は獵獸豊獲に得られるように天に祈願を成すこの際，特に注意すべき事はマパツビスに用ひた酒肉は全部食ひ飲みにする事でその残りを女や他人には嚴忌に禁食にする，強いて食べると吐血病になる事である。

(3)ラパスパス方式

家内に男の祭典が終つたら開門して外庭に整列する，この時は水桶に水を備へ蔓草を浸し各々が一本づつ取つて一同が一齊に大聲を發し蔓草を前方左右に振り，凡ての不吉、不幸や其他様々の病ひが除け去るよう身心健全を天に祈願を成す。これらの行事が終つたら村民の男女が聚會に交々盛行な宴會に始まる事になる，これは年に一度の祝祭日で幾日でも續いて酒宴の團欒を愉快にして居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月四日執筆

六、祖先の巫術、呪術（マムウモオ） （マテンバ）

往昔祖先は醫者や薬が無いので病人に對する治療がなかつたそれで病氣の場合は助からないかは只自然の儘にした，然しその時代祖先は特異に巫術が現はれ巫術に依つて病や不祥事除去をなす，巫術者は別段に天から授けられた異術であると世間に信じられ，巫術者は一面に病人を治し凶事を去らす。一面は他人に呪咀を成す事もある，巫術者になるには相當の傳授料を提供して好夢に依つて先輩者に術を習へ適切の資格を要する事である，巫術者は一般に老年の寡婦寡男等が多く見受けられ，稀に或配偶者の老婦老男もなつて居る，巫術方法を分別に表せれば：

1.マムウモオ（病人を治す）

病氣の場合巫師に依頼すると巫師は病人に接して巫用具を使用して患部に振り乍ら巫言を唱へつつ病を去らせ全快の祈禱を成すのである。巫言が終つたら病人は巫師に謝禮品を與へ巫師はその禮物で病人の全身に振り乍ら病人に祝福を成すである。

2.ラパスパス（禍除去）

鬼、幽靈、不思議等の現れを見た場合、これは禍の前兆になる。又慢性病になつた場合も禍な事である、この時は巫師を招き、價值ある依頼品と豚、酒を巫師に提供する。扱て巫師は巫具を用ひて巫言を唱へつつ依頼人一家人の心身を清め一家人の心神を回復せしめ更に一家人の禍と惡鬼等去らせるのである。

3.マテハホル（法術）

行方不明の事故、物品遺失の場合この時被害人は詳しく事情を巫師に知らせ、巫師はこの事由に基づいて何かのものを見本にして巫言を唱へつつ事を當嵌せる、そこで見本にしたものが巧い具合に法術に當嵌つた場合を是に斷定する事になる、これで被害人は行方不明の事故と遺失物を巫師が示された地點を確める事になる。盜まれた遺失物にしては巫師は該家人及び鄰人の名を一々法術に當て示せ、巧い具合に法術に當嵌つた人を是に断定する事になる、尚事に難の場合巫師は巫具を使用して容疑人を不安にさせると容疑人は秘密に見えられる所に現はされる事もある。

4.マテンバ（呪咀）

他人から侮辱、虐待、財物横領等にされた場合、この時は相當價値ある品物を提供し又豚と酒を備へて巫師を招く事になる、巫師は依頼人の事情を確かめ又依頼人の意見に依つて相手を狂人にさせるか、盲にさせるか、永病に苦しみられるか殘廢者にさせるか、どの一つの意見を示せば巫師はそのように巫具で巫言を唱へつつ相手を咀呪するのである。

5.パタルスケス（回復祈禱）

死前兆、凶兆等の惡夢を見た、行先に死危機だつた、何處かで何事の大

驚愕だつた、これ等の事は未來の不吉事である。この時は子豚或は鶏を屠り全家人集中に右の手平を前に並べ、祈禱師が子豚或は鶏で全體の手平に當てて振り何回もくりかへし乍ら小聲で禱言を唱へつつ一家人の生命心神心身安全を取り戻し一家人の不吉事を去らすのである、この方式は巫師に依頼しなくても一家人の年輩が祈禱師に差し支へない。

6. パシコラン（雨乞祈禱）

祖先物語には世間に變死が居れば雨が降るとの事で永日の旱魃の場合部落民團が溪流に赴き、全員裸になつて水中に溺死振を表して天に降雨を祈禱するのである、この方式は團體祈禱會の方式である。

祖先の祈禱事項は未だ未だあるが其他事を省略する。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月七日執筆

七、祖先の習慣、迷信（重要部分）

古來祖先の習慣、迷信は天の教へである事を固く信じ傳統制度に行なつて居る、古來の習慣、迷信等を例表にすれば：

1. 鳥占

外所へ赴く場合、行途中で先ず鳥占を成す、歩行中第一番の鳥鳴が右方に現はれたのは行先吉の意で赴く事になる、其後鳥の事は如何にも差支へない事になる、反して第一番目の鳥鳴は左方に現はれた場合は行先不吉で引返すべきであるが、其他の方法で其場に一休み假寢にして再出發の行動を成し、新に鳥占をして赴き第一番の鳥鳴が轉じて右方に現はれた場合は行先吉になつた意で續行する事になる、但し鳥鳴は相變らず左方向に現はれた場合は大不吉の意で如何に遠方へ出動したも停止して引返する。

2. 夢占

開墾、建宅、移住等の開始に先ず選定地に二本の木を立て木鉤を掛けて標を成す、そして其夜夢で吉凶を判断を成す。吉夢であれば用地に成し

て直ちに着手するが凶夢であれば一時中止する，或は二、三泊夢占をして吉夢になつたら用地にすると同時に着手するが，相變らず凶夢であれば用地を停止する事になる，外出遊、出獵、出陣等も夢に依つて行先を重くなして居る。

八、日常に關する習慣、迷信（重要部分）

- 1.祖先傳統習慣と迷信を背く事は忌，災禍滅亡貧乏になる，或は不思議な事になる。
- 2.飲食前は先ず天に供與を成す，でないと中毒或は惡果を成す。
- 3.衣類を裏著る事は忌，父母、兄弟身内の間に死を來たす。
- 4.耕作中協人と鍬を釣合ふ事は忌，該地の生産物に一人が生き届かない死する，こんな時は全家人が當日の耕作を中止して休業を成す。
- 5.鬼、幽靈、死者、不思議等の現はれを見る事は忌，大禍になる意，この時は豚と酒を天に供與し一家人の禍を祓へ去らせる祈禱を行ふ。
- 6.犬の遠吠（變に長ひ聲で吠ふ）事は忌，一家人に不祥事を來たすこの時は直ちに犬を叱り其場を去らす。
- 7.鷄の宵鳴は忌，一家人の不祥事を來たす意，この時は直ちにその鷄を殺し頭を切つて遠方へ捨てる，肉は食べても差支へない。
- 8.夜間口笛する事は忌，家人に不祥事を來たす。
- 9.外所へ赴く用意中或は出發時，放屁、くしゃみ等は忌，行先に負傷を成す，この時は中止になる。
- 10.虹を指さし示す事は忌，指さすとその手指が曲がる。
- 11.何處かへ赴く途中石につまずく事は忌，行先不祥事に當る。この時は引返へする，或は暫く中止して再出發を成す。
- 12.晝間仕事中日蝕の現れに逢ふ事は忌，世間に禍或は如何なる大事變が起る意，この時は休業を成す。
- 13.彗星の現れを見る事は忌，世間に大事件が發生する意。

14. 開墾、建宅、移住等の開始、又婚談中村内に變死が居ればこれ等には嚴忌、強いて行ひは天災になるので用地も婚談も仕掛る事も放棄する事になる。
15. 外所へ赴き出發した際に後向けに身内人を見る事は忌、未練が殘つて行先に安全にならず不祥事に逢へ再び逢へぬ。
16. 婦女が成すべき事（糸つむぎ機織、不淨洗濯等）を男が成すのは忌、獵獸に獲物が取れない、又男の意氣地が無い意。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十日執筆

九、人間に關する事項（重要部分）

1. 父母に逆ふ事は忌、天から呪はれて一生涯不幸になる。
2. 老年を侮辱する事は忌、天罰に當つて長生きしない。
3. 孤児を虐待する事は忌、天罰になる、子供や後代がない。
4. 他人に對して亂暴な振舞は忌、天が見える、不幸になる。
5. 殺人を成す事は忌、天罰で禍ひになる、「然し敵人を殺害するのは威勢の事で靈界に喜ばれる」。
6. 異姓人を本家族に同居に成す事は忌、本家人が滅亡して反して彼は本家に榮へる。
7. 同姓血族結婚又は同姓姦淫も嚴忌、同姓族に滅亡を來たす。
8. 姦淫を成す事は忌、身内人に死を來たす。
9. 妻の親族方に女冗談話を成す事は忌、負傷を來たす。
10. 妻の親戚方に放屁を成す事は忌、双方に負傷を來たす。
11. 配偶者親族の衣類、刀鞘等を身に着る事は忌、双方の間に不吉事を來たす、この時はそのものを取り返へしする事が出來ずもう彼に與へる事にする。
12. 他人に物を與へた後に取返す事は忌、首に大瘤（瓢箪）が出る。
13. 他人に嘘言を成す事は忌、手或は頭に瘤が出る。

- 14.他人の財物横領或は盗む事を成すのは忌，天罰を受け不幸になる。
- 15.他人の死亡困難、負傷、病氣等を喜ぶ事は忌，自分にそれ以上の不幸に逢ふ。
- 16.憐人を嘲笑を成す事は忌，天罰を受けて自分もそれ以上憐人になる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十一日執筆

十、妊娠に關する事項（重要部分）

- 1.妊娠中夫妻は朝起床に寝具を放置する事は忌，難産になる。
- 2.妊娠中夫妻は家畜類や蛇其他生物を殺す事は忌，生兒不正常。
- 3.妊娠中夫妻は死んだ生き物を觸る又死人の埋葬を見る事は忌，母胎の兒子は不具になる。
- 4.妊娠中夫妻はものを反対にして使用する事は忌，母胎の兒子が逆さまになる。
- 5.女が妊娠中よく晝寝に成す事は忌，母胎の兒子が變異になる。
- 6.女が妊娠中流產した婦女又不具兒子を出産した婦女の衣類を交換、借用、貰ふ等の事は忌，移傳される。
- 7.妊娠中夫妻は他人に對して凶暴の振舞は忌，母胎の生兒が生きられない。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十二日執筆

十一、出産に關する事項（重要部分）

- 1.生兒子の身體が重い、太い、美人だと話す事は忌，生兒子が病弱或は死になる。
- 2.生兒子は祖父母、父親の兄弟、姉妹等順序の命名に名乗る。兄弟、姉妹がなかつたら親族方に名乗る。
- 3.出産不淨洗濯が未だ行はない間に家族親族方は遠い所へ赴く事は忌，行

先に負傷或は變死に當る。

- 4.出産婦が食べ殘つた飯，おかず等を男兒が食べる事は忌，成人期に獵獸不利獲物等を全然取れない。
- 5.双生兒子，生産不具兒子等を養育する事は忌，家人が滅亡になる，この時はこれらの兒子を遠い所へ放置に成す。
- 6.生兒子を一人に寝かす事は忌，惡魔に害される。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十三日執筆

十二、死亡に關する事項（重要部分）

- 1.死人の休喪を行はないと忌，住家が崩れ倒れる，雷に打たれる畠地も流失になる，休喪期間は遺家族親族は七日間，親戚は三日間，其他同部落民は一日間になつてゐる。
- 2.休喪期間は遺族は遠い所へ赴く事は忌，行先に變死になる或は負傷する。
- 3.休喪期間に衣類洗濯、内外掃除、身體を洗ふ等を成す事は忌，淫雨になる。
- 4.休喪中裝飾、笑ふ、歌ふ、娛樂等の事は忌，暴風になる。
- 5.死人埋葬に子供が近寄る事は忌，子供等が不吉事になる。
- 6.變死者の死體を他所に移す事は嚴忌，生存者の禍を成す。この時は現場に埋葬を成す。
- 7.變死者の休喪は一日に成つてゐる。

十三、食物に關する事項（重要部分）

- 1.食物にたくさん、重い、汚い、嫌い、好まない等を話す事は忌，食べ物に乏しくなる。
- 2.食物を妄りに地面に棄てる事は忌，貧乏になる。

- 3.怒る為に食べ物、品物等を破壊、棄てる等の事は忌、一生涯物に乏しくなる。
- 4.飯を地面に放置成す事は忌、農事生産不利になる。
- 5.食事中おいしい、おいしいと言へ出す事は忌、中毒、悪果になる。
- 6.飯を甘い物とまぜつて食ふ事は忌、一家が貧乏になる。
- 7.食器等を洗つて使用する事は忌、食べ物に乏しくなる。
- 8.山獸の屍體を見て笑ふ事は忌み、獲物を取れない事になる。
- 9.流産した豚肉を若い男女が食ふ事は忌、お産時に流産になる。
- 10.熊、犬、猫等を食べる事は嚴忌、食べると一生貧乏になる。
- 11.蜂蜜を種蒔收穫、祭祀期間に食べる事は嚴忌、食べると畠地に生産物が生へ無い。
- 12.鶏の足、羽根を兒子が食べる事は忌、食べると男子は山獵に寒氣に弱る（マトカルバン）女子は機織に用糸が混亂になる。
- 13.豚の足先（シツキス）を兒子が食ふ事は忌、食べると双歯が出る。
- 14.豚の乳部（バクダ）の肉を兒子が食ふ事は忌、食べると一般の人から輕視される。
- 15.豚、牛の肺腑（タンカポバハク）の肉を若い者が食ふ事は忌、食べると早目に老年になる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十四日執筆

十四、祖先の吉夢

- 1.病人が瘦身に見た夢は吉、病人が全快になる意。
- 2.××が死亡した夢は吉、彼が健康體になる意。
- 3.他人から貰ふ受け取つた夢は吉、仕合せがある意。
- 4.他人から救はれた夢は吉、病中であれば全快になる、幸ひになる意。
- 5.××が行方不明で發見した、溪川に流れて助かつた等の夢は吉、彼は心身安全になる、病中であれば快復になる意。

- 6.蛇の現れを見た夢は吉，生兒子の意。
- 7.生き生きした鶏子を飼ふ夢は吉，自分の兒子が健康體になり，發育が良好である意。
- 8.岸壁危険な所を通行した夢は吉，病人にしては全快になれる。
- 9.魚釣で魚を取れた夢は吉，農事生産物が豊作になる意。
- 10.大蜂の巣を見た夢は吉，生産が良く實る意。
- 11.薪をたくさん累積にした，家に雑物が多く散らばつた夢は吉，生産豊收で家に糧食が多く見受けられる意。
- 12.女と戯れた，女の裸を見た，兒子を抱いた等の夢は吉，獵獸にしては有利に獲物が取れる意。
- 13.競争してまけた夢は吉，反して勝利を得る意。
- 14.高い人、高い山を見た夢は吉，自分が大なる人になる意。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十五日執筆

十五、祖先の凶事夢（重要部分）

- 1.移住する夢は凶，死界へ赴く意。
- 2.建宅を成す夢は凶，墓地の穴掘り穴埋みの意。
- 3.家の火事物の焼失の夢は凶、家人滅亡の意。
- 4.住家、畠地、山が崩れた夢は凶，一家人禍の前兆。
- 5.祭祀を行ふ夢は凶，死人休喪の意。
- 6.月を見る夢は凶，死人墓地の意。
- 7.他人と争鬭した夢は凶，病氣に罹る。
- 8.空へ飛ぶ夢は凶，狂人になる意。
- 9.自己の飼鶏子が他人のものになつた夢は凶，自子と離別の意。
- 10.物の分配で自分が與へられなかつた夢は凶，農作にしては作物に收穫がない意。
- 11.他人が家内の財物を横取した夢は凶，家人に不祥事を來たす。

十六、祖先の病夢（重要部分）

1. ××が身體が太るに見た夢は凶，彼が重病になる意。
2. 重い荷物を背負つた夢は凶，病に罹る意。
3. 歩行中進行不能の夢は凶，病弱して歩けぬ意。
4. 紐でくくつてゐる牛、豚を見た夢は凶，家人に永病人を來たす。
5. 酒に酔ふ夢は凶，病氣になる意。
6. 他人からたたかれた夢は凶，不祥事を來たす，病に當る意。
7. 犬に咬まれた夢は凶，神經痛になる意。
8. 真暗い夜を見た夢は凶，盲になる意。
9. 赤い衣類を著た夢は凶，吐血病になる意。
10. とうがらしを食べた夢は凶，負傷して痛める意。
11. 豚の油肉（シマル）を食べた夢は凶，感冒病になる意。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十六日執筆

十七、祖先の死夢（重要部分）

1. 死人に誘はれた夢は凶，死に成る意。
2. 歯が脱落した夢は凶，身内人に死を來たす。
3. 病人は健康體になつた夢は凶，病人が重病になり死になる。
4. ××が美人に裝飾した夢は凶，彼の死前兆になる。
5. 夫婦離婚，配偶者が變つた夢は凶，夫婦死別の意。
6. 家畜、品物を遺失，或は流失等に見た夢は凶，不祥事を來たす。
7. 歌ふ、笑ふ、娛樂等の夢は凶，死人悲哀に成る意。
8. 山崩れで家が埋められた夢は凶，一家人の滅亡を來たす意。
9. 人と別れる夢は凶，死別の意。
10. 死人の仲間になつた夢は凶，死んで生存者に離れる意。
11. ××が行方不明になつた夢は凶，彼の死を來たす意。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十六日執筆

第四 祖先の生活

一、祖先の用地

往古祖先は用地に輪居輪墾の傾向である。如何に其の地を開墾定居したにしても、其の地域に農耕不足に感じるようになつたり、人が増加した事になれば更新に移住する事になるのである。就いては移住に住宅地選定を要するので祖先の用地選定事項を表せれば：

1. 其の地點が防御に適する事を要し、強敵に接近し、侵害されそうな所を避ける。
2. 祖先は永年の経験に依つて陰濕の地點は病氣に侵され易い所は居住に適せず又高臺で四方の強風に堪へない所をも避けるのである。
3. 屍體を埋めた地點は凶地として避け不淨の地でない事を要するのである。
4. 建宅地の附近に水が無く且つ地域が岩石が多く瘠地を避るのである。
5. 吉夢に依つて占した用地を要する。強いて不吉夢で居住すれば疾病天災等の不祥事件が起ると信じて吉夢に依つて用地を定める事にして居る。これ以外の事には用地選定に適地として選擇するのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十七日執筆

二、祖先の家

往事祖先の家は壁は石積を成し、屋根は石盤石をふき、室内中心に木造の高い棟柱を立てて上に母屋と梁（パソンロオ
パカンヌト）等の木造に藤で結び付ける即ち祖先の家屋用材は石、木造、山膝等の三種である。住家の設備は室内の棟柱後面は粟を積む所にして前面は内庭にし寢床は隅の所に備へ、か

まどは寝床の前に造へ所謂住家の設備は内庭、粟倉、寝床、かまど等の四個所である。家内と外庭は全部石盤石を敷き自子孫に迄も用ひられる安全な住宅である。然し浴場と廁が無い、家に身體を洗ふ事無く水源に洗ふ事にして居る、外に簡単な豚小屋と鶏小屋を造へるので大便は豚小屋になして豚が食ふ、或は外庭以外の地面になして犬が食ふ、小便是外の地面になす。祖先の住宅は粗末な事に思はれるが家屋の建物は健全で幾十數年間も用ひられる家である。そして、家族増加して主宅不便に感じた場合は重新廣大に建宅を成すのである。

三、祖先の飲食

往古祖先の食糧は主に粟、黍、とうもろこし、芋、家畜類肉獸類肉、蔬菜類、豆類、果物類である。一日の食事は一般に朝晩の三食で或家庭は二食、四食もある。炊事は頗る単純な事でおかずを煮く場合は鹽を用する以外にない。食事は一家人揃つて内庭に飯鍋を圍んで坐り木造匙で食べるおかずは同様に食器に分配して幾人一緒に用する肉類は一切れ一切れづつにして人數に依つて同様に分配するのである。昔祖先にしては食べる物を隠したり不公平な事をするのは悪い人と云はれて一家人の分戸起因になる事もある。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十八日執筆

四、祖先の着物

往古祖先の着物は麻布である。古來に傳つて麻を栽培するので婦女等は麻を機織して着物に成すのである。其の麻布は最上品の衣類として旅行や祭祀の時に裝飾に用ひるのである。その他は山鹿や山羊等の皮を着物に造へるのである。そして昔は男女とも長袴と内袴がない又靴が全然無いので一生跣足になつて居る、男の衣服は長衣胸かけ（コリン）犢鼻褲等であ

る。犢鼻褲は長さ約一尺半幅約一尺局部をかぶせる程度の布を造へるのである。女の衣服は一般に上衣と袴着である。袴着は只前と後ろをかぶせる二つの布を造へるのである。祖先にしても普通作業服と着飾る衣類を区別にして使ふ。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月十九日執筆

五、祖先の身體裝飾

昔祖先も身體を裝飾にして他人に美を現はす事を成し、更に身體の美觀を増す方法を成すのである方法としては：

- 1.拔齒？祖先は大概未成人頃に男女共に上顎中歯二枚を留にし其の左右の歯を一校づつ抜く。
- 2.耳飾？祖先は少年頃に耳朵に穴を穿ち耳飾を通す。
- 3.除毛？祖先にしても顔、頸、眉等に生ずるひげ取りを成す。

尚裝飾品としては頭環、耳環、手首環、手指環等と首飾、胸飾、足飾等を用し、其の他野原の美しい花を取つて頭飾を成すのである。特に祭日には老壯男女來客人等に種々模様のある裝飾で多勢聚會が麗しい事に見受けられるのである。平時には裝飾しないが旅行、祭祀等には盛に行はれて居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十日執筆

六、祖先の娛樂

古來祖先も娛樂方面を好んで行ふ事もある、娛樂として最も樂しい事は大祭日の宴會である。この時は遠い親戚や鄰村の知人同村の親友等と共に交る機會がある事を楽しむのである。第二に競技と遊戯でこれに加へて男は狩獵である獵獸で山鹿、山豬、山羊等其の他獸等を取れた時の喜びを楽しむ事にして居るのである。祖先の競技と遊戯を表せれば：

競技方面

- 1.運搬 これは栗收穫頃に行ふ、栗を幾十數束を一個の大荷物に造へ重さ約五百公斤以上、壯男が背負ふ。そして背負ふた人の歩行した距離を計つて比較的に長距離を歩行した者は勝利を得る事になる。最重の事なので或者は五、六歩以下で強力者は三十歩位で止る事もある。これで強人の意志があれは其他社の強人に仕合ひを成す事もある。
- 2.相撲 これは幼年の頃から壯年に至つて男が行ふ。兩人相對奮力して相手を倒し、地面に倒されて抑へられた者は負けである。相撲は二對一以上で勝負を決めるので同分の場合は再相撲を成し勝敗の多い人は勝利に評定される。
- 3.射撃 これは少男、壯男が行へ、前方に標を造へて、銃或は弓矢で射つ。目標に命中した人は勝利で同分の場合は再射ちにして數多く命中した人は勝利に評定される。
- 4.水泳 これは少年の頃から行ふので少年以上の男女が溪川に水泳を成す、この時に同輩が二人以上になると水泳競争を行ふ。そして出發點と終點を定め、出發點より同じ時に發して一定の距離を往復して早目に終點に歸着した人は勝利に評定される。そして勝利者が他の勝利者と仕合を成す事もある。

遊戯方面

- 1.竹琴作り 夕方頃の閑に壯年、老年等の男女が口琴（ピシコンコン）嘴琴（ピシラトク）等を奏び快感に奏樂を成すのである。
- 2.鞦韆作り 昔祖先には太い紐を作れ無いので山へ蔓草（コナケル）を取鞦韆に造へ近所同志が鞦韆に交遊を成すのである。
- 3.竹鐵砲作り 少年等は竹鐵砲で小石を弾丸にして射撃をなせ近所の同友と共に交遊を成すのである。
- 4.小家作り、小畠作り これは幼年頃の男女兒が幾人集つて小さい家を作り小さい畠地を作つて物を植える等の交遊を成すのである、これに加へて女兒は子供作り、何にかのものを赤ん坊として抱いたり背負ふ等女兒

同志が作遊を成すのである。その外に未だ未であるが省略する。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十一日執筆

七、祖先の禮儀作法

古來祖先は社交上他人に對して言語、態度を慎しみ、客人接待等を成す風がある。只祖先仲間には頭を下げる又手を握手する挨拶が無い、只相見て懇談に行先を初言と同時に煙草を與へ其の他の用事を語れづつ感情的好意を現はすのである。來客の場合は親切に接待し、各人の前に放屁突然大笑ひ、客人談合横言、來客時身内争鬭、來客の前面に裸體これ等の事は無作法である。食事の場合は客人分の飯とおかずは別の器具に入りて與へ食事に進める、酒を飲む場合客人に對して親愛を現はし兩者肩を擁しながら一つの酒盃に口を接して飲む、そして他人を訪問する時は思ふ儘に入家する事は無作法である。相手不在の場合は外庭に待つ。又他人や親戚等の死を弔慰を成す風もある。古來の祖先にしても社交上に文明人と變りが無いのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十二日執筆

第五 祖先の日常

一、祖先の一日

祖先の一日に就いては遠古時代と近古時代に分別すれば適合な事で其の時代に依つて祖先の一日を解説すれば次の如くである。

1.遠古祖先の一日

當時は清朝時代に祖先は異種族と漫然に敵對して日夜に敵人が何時突然に襲つて来るか平素四方來敵の警戒で男は大半の力を敵對に用ひ、餘力で農事に從事する事にした、女は大半の力を農事に用ひ餘力で家管役目に從事する事にした、毎日朝早く起床して朝食準備、農事用具、武器等を整へ朝食と一切の支度が終つたら女は農事用具を携へ男は銃刀を身に著き一家人老幼と共に舉つて畠地へ赴く事になる、畠地は遠い場合は畠小屋で晝食する事に成して居る夕方頃に歸宅して老年は赤ん坊を背負ひ若者は薪を運べ歸着したら老年は休養し若者男女は夕食の支度、水くみ、粟搗きをなして後日の糧食を備へる、夕食が終つたら暫く家人と共に雑談して一日の行事を終して就寝になる、就寝に銃刀槍等を枕許に置いていざの場合を備へ日一日に安閑に暮せる時が無かつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十三日執筆

2.近古祖先の一日

當時は日本の統御時代祖先は日本政府に統括されて異種族と敵對馘首が無くなり世間は穏和になった、古來に從屬して一般に早起の風習があり、朝鶴鳴の第二、三番目に起床してかまどに火を起すと家人等も揃つて火炙り乍ら相互夢語りをし、暫くして家事に就く子供達を寝床に安靜にさせ、老年は朝食を備へ若者は粟搗き或は水くみをなし、日常生活を整へる、朝食後大抵夜明頃に一家人舉つて耕作地に赴き畠小屋で晝食をなす、日没頃に休業する事になり、老年は赤ん坊を背負ひ、若者等は薪

を運んで歸宅する畠から歸着すると家婦等は夕食の支度をなし夕食後に一家團欒して昔話、其他雜談等、或は口琴、嘴琴等を奏樂し或者は鄰人訪交等をなす。農事閑期の場合男は獵獸に赴く事もあり、或是在宅で家具（藤籠其他用具等）を細工をなす、女は糸つむぎや機織等をなす事もある。當時代には異種族との凶行振舞人がなくなつたので何時にもしても、何處へ行くにしても、何事にしても自分が好むべき事は自由存分に日一日と安閑な時を暮せる事になつた即ち平和な次第を感じる事になつた。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十四日執筆

二、祖先の男

古來祖先の男は農夫であり獵士であり戰士である。事を兼業にした男としては地方の勢力者一族の力士等になるべきを要するのである。それで男子は少年頃になつたら農事や出遊、出獵等に併せて勇氣孰練にならしむのである。未成人頃に銃と刀を與へ獵獸や敵對に同行して武を練り精神鍛練にならしむ事にする、故に昔の男は成人期に達すれば銃と刀を生命として各々が持有する事になって居る。男としては敵の頭と山獸の山鹿、山豬其他の獸等を獵取した。地方の勢力者に役立つ者これ等の地位があれば眞の男として資格を認められ一般に重視され尊敬される方である。反してこれらの威勢の無い者には女だと輕蔑されるにして居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十五日執筆

三、祖先の女

古來祖先の女は農婦であり家管を兼業して居る。女は體力から心性に異つて銃と刀を執り出獵や出陣に赴く事はないが女には女の役目があつて特に着物機織才能なる事を重んじて居る。それで女は少年頃になると子守

り、着物洗濯、掃除、炊事等を習性せしみ、未成人頃に糸つむぎ裁縫、機織、家畜養ひ農事等を結婚前に習得せしみ、成人期に凡て女の役目を果す才女にならしむ事にして居る、女として女のなすべき役目を全うされる者には眞の女として資格を認められて一般に最善に批評される方である。反して女の成すべき役目の事に何に事にしても劣る者には相手に好ま無い方である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十六日執筆

四、祖先の結婚

古來祖先の結婚は一男一女の結合で結婚した以上は終生に至つて夫婦になる事である。そして女は男の方に嫁ぐ事は本則である。男は女の方に婿入になる事は迷信に絡まつて好まない方である。結婚は男女双親の交渉に依つて決定されるのである。そして女方の親族が完全に同意した以上男の家族から聘品やり取りして正式結婚を成立になすので所謂強制制度の結婚である。只祖先の結婚條件に重要な事は：

- 1.吉夢に依つて求婚をする。
- 2.男女間に親戚關係の無い事を要する。
- 3.女方双親の交渉結婚同意に尊重を要する。
- 4.女方家族が請求した通りの聘品を納付する事に要する。
- 5.婚談中變死事故が無い事を要する。

以上このれらの條件に適すれば男方の家族は多量の酒と大きい豚を備へ女方の親戚、親族等を招いて新郎親婦の正式結婚を成立する。新婦は自宅から何一つの品物を特參する事無く只身體を裝飾で新郎の方へ嫁ぐのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十七日執筆

五、祖先の出産

昔は一般に子供が多い事に望み、特に男は一族の強盛に勝る事が多いと云ふ觀念で男兒を出産する程最上に喜ばしい事である。產婦が妊娠期間に経験のある老婦を依頼して流產、早產、難產にならぬように時々產婦の腹を按摩をなすと同時に胎兒の方向を安全にならしめるのである。只祖先のお産には特別な方法がありお産時に長帶で產婦の腹を固く締めて出産をなす。無事に出産した場合は直ちに生兒の酒を多少造へ四日目に飲みるのでその日に妻の親族を招いて生兒を祭る事になる。これ以外の出産處置は：

- 1.出産四、五日目生兒を祝ふ日の朝早い中に產婦が不淨（お産時に着た衣類）洗濯を成し、產婦が翌日起作業に就く同時に族や親族、同姓族等は遠方へ出遊、出獵、出陣等に赴く事になる。
- 2.生兒祝ふ日に生兒命名を宣告をし祖先慣例に依つて男兒の場合は夫の父、兄、弟等の順序に名乗る事で女兒の場合は夫の母、姉、妹等の順序に名乗る事で身内人の順序全部が名乗りにした場合妻の父母かに名乗る事も差支へない事になる。
- 3.出産即死の生兒は直ちに簡単埋葬し命名休喪等は不用にする。
- 4.双生兒、生兒不具者等を養育の事は嚴忌として直ちに遠方へ放置し自然死させる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十八日執筆

六、祖先の育兒

古來祖先は出産を望み、生兒子を愛撫し養育するのである。生兒子が乳を飲む間は男女問ず専ら母親の手で養育するが物を食べる頃になると父も母と協力して幼兒を養育する事になる。父母は兒子に對する情愛が濃厚で食べる物があれば先ず兒子に與へ嬉々として食ふ狀を現はされる。外所か

ら歸つて來た時先ず取り抱いて喜はしくおみやげを見せて與へる就寝の場合は父母の間に寝かせ父或は母が抱いて寝る。幼年頃に悪いたずらの場合には訓誡叱責するが殴打する事は稀である。少年に達して祖先の養育は：

1.男子養育 男子が少年に達すれば専ら父親が養育する事になつて居る。

父は先ず畠や遠い所へ伴へ歩行させ草茅の中を替行し或は岩頭へ歩行し或は溪川に渡行し等の行途に鍛へさせる。そして弓矢を與へ射撃方法を教へ野原へ連りて鳥射ちに習せる。未成人頃に達すると銃と刀を與へ銃操る方法や射撃方法刀を使用方法等を教へて勇士にならしむのである。成年期に達すれば銃刀武器等を持有者になつて父親或は先輩者に操銃法を學べ實踐に狩獵や敵對戦に同行して勢力者の獵士、戦勇士に養成せしみのである。尚平素は祖先の歴史、獵獸や敵戰に關する勇士の事蹟、先輩優勢者の名譽等を説得させる。

2.女子養育 女子は幼い頃より専ら母親が養育する事になつて居る、母親は先ず從順に勤勉を養成せしみ、殊に不品行ならぬように出嫁迄に厳しく諒める少年頃より洗濯、掃除裁縫、糸つむぎ機織、家畜飼、農事等女としての役目を實習さ成人頃に女としての役目を完全に會得にならしむのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月二十九日執筆

七、祖先の離婚

往事祖先の夫婦は終生に至るべきであるが然し夫婦の間に異なつた理由があれば止み得ず離婚する事もあるが祖先の離婚は非常に少い事である。離婚の理由は：

1.無生兒 これは果せて女方のせいにあるか、男方のせいにあるかとは祖先は理解不足で理由はこの女に依つて親族の後代を斷絶になる。本家を滅却になすとの事で離婚する事になる。

2.出産毎に子供不生存 これは夫婦不吉である。妻として生兒不適應だと

女方に疑つて離婚する事になる。

3. 娼婦として夫の父母、祖父母を逆ふこんな妻は一家の不和を來たす事として離婚する事にもなる。

其他の理由を省略するが以上な理由で離婚の決定に娼婦は一旦夫の親父から手引されて家外へ追放された以上は迷信に絡まって二度と家に入いる事が忌である。

八、祖先の死

古來祖先は人の死を哀悼し家族や親族の手で懇に埋葬し休喪期間に飲食物や薪等を援助し悲哀の情を現はす。遺族は悲痛して休喪期間に静寂をなすのである。死人について處置方法は：

1. 死者の所有物品如く裝衣、頭飾、首飾、胸飾、手足飾其の他環等を身體に着き生前と同様に裝飾を施す。
2. 死人の兩足手を胸部に巻き縛つて置く。
3. 造墓に約四尺四方の土地を掘り週圍に石盤石を造へ死者を眞中に坐して墓穴を石盤石で蓋して土地を埋める。
4. 墓地は安全な事を要する崩失、流失、毀壊れ易く屍體は犬に食はれる事の無いように造墓をなす。
5. 死者に送別品をなす。如く死者の銃、刀、煙管、器具等其他墓掘に使用した鍬等を送品にして墓地の上面に放置する。
6. 墓地は一定に場所を定めず家の附近或は家屋内に造墓を成す。
7. 死者の休喪を行ふ。慣例に依つて遺族と親族は七日間、親戚は三日間、同部落民は一日間等にして行ふ。
8. 死人休喪終日に送靈を行ふこの時は一個の小瓢單に未絞り酒と豚或は鶏肉を些かに一切れづつ取つて送靈用になす、そして家内の隅から隅へ些に炭を散らし乍ら死者の名を稱へつつ家外に迄靈を去らす、この送靈に依つて死者は安心して靈界（別世界）へ赴く事になる。

9. **變死の處置** 祖先の**變死**は不祥の死方如く自殺死、溺死、縊死、焼死、落死故殺死等を稱する。

10. **變死者に對しては**屍體を他所に移動せず其の場で犬に食はれない程度で土地を掘つて屍體を埋める。甚だ簡單の造墓で終す事になすのである**變死**とは悪い死方で休喪を行はず埋葬の晩に送靈をなす。この時は遺族の呼聲で同部落民は同時に家内の火燈を消し飲食水や爐の薪殘、炭、灰等を全部廢棄する事になる遺族の送靈が終つたら呼聲で同部落民全體が更新に火燈を出し飲食水や爐の火薪等を新に用する事になる。

民國三十三（日本年號昭和十九）年九月三十日執筆

第六 祖先の社會制度

遠古の祖先は原始時代に存在した事には世界、社會の事は不覺な事である。井戸畠の蛙は大海を知らずの如くに全く未開人であつたとは雖も當時の祖先は生存上地的要素と人的要素に依つて共存共榮の社會と組織を具備して居る祖先の社會形態は共和的の社會制度の傾向である。祖先の社會機構を表せれば：

一、團體氏族

祖先は同姓族を基準にして親族、家族等に及んで自族の統一と發展を計る事を要するのである。

二、團體祭祀

古來の慣例に祭祀の事は最上重要にし一親族團體で共同祭祀を行ひ、尚同姓系團體で祭日を統一に行ふのである。

三、團體狩獵

二人三人の少數で狩獵を行ふ事が無く幾十多數人の團體を要する、それで同姓族の團體或は同部落内の姓族に異つても聯合團體となつて狩獵に赴く事もある。遠古の祖先時代は異種族との敵對非常時でいざ來敵發動にこの團體は祖先社會の重要な基礎となつて居る。

四、團體同盟

昔祖先は開墾定居に依り部落が散在して居るが強敵に對抗の為め部落相

互間に共同作戦を聯結して團體防御並べに攻守同盟を成して居る。更に地域上の同盟に、溪流又は山岳の關係上狩獵の際利害を異にする部落相互間に同盟を結んで利益を共にし或は敵に當る為め攻守同盟をなして居る。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月一日執筆

五、團體村落

古來祖先は同姓氏族に依つて一定地方に集住して部落の組織を成す傾向である，即ち地的要素、溪川、山岳等の区域地形關係上，異姓の氏族とは雖も定区域に村落を鄰接して居住するもあり，墾地定居に依つて散在して鰐々に小部落を形成して居る。

六、團體家族

往事祖先の家族は親族血統に依つて一個の家庭を構成する同姓親戚は同居人として家族になして居る。一家族は父母を中心にして子弟並べにその配偶者，孫等で二十人乃至五十人の大家庭が居る。家庭不和で兄弟分戸して五人乃至二十人の中家庭も居る。或は夫婦子等に五人以下の小家庭も居る。昔祖先にしては親子兄弟の間に分戸しないで一家庭を共に團結する事には一般に評判が良好である。反して分戸して獨立家庭になるのは惡評にされて居る。一家人は一心一體となつて家庭發展の組織要するのである。それで昔の人は一般に大、中の家庭を有し小家庭は少ない傾向である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月二日執筆

七、領袖組織

祖先には集團全體に頭目制度がなかつた，各親族に依つて頭を組織して居る。頭カシラを（パレスカラアン）と稱し，優勢の年輩を要し一個親族を支

配し、一親族を代表して内外事項を表決権を有す、同姓族に各親族の頭（パレスカラアン）が異つてもパレスカラアン同志が更に會合の機會で最先輩者を尊敬して彼の意見を尊重するのである一般には協議上で行ふのである。

八、家長組織

家長は身内人の年輩者或はその家の持主人がなるのである。家長は一家人を支配し内事の人事問題、開墾、祭祀等を主持し又其の他の事故を解決するのである。

九、祭主組織

古來祖先は祭祀の事を重大に行ばれ、祭主を仕づるのである。祖先の祭祀は々數多い事で小祭りは家長自行で主持するが大祭祀になると祭主が主持する事になって居る、祭主になるには其の年内に好運勢の適人者を要する。そして祭主は祖先傳統の一定方式に依つて行へ祭日の宣告、祭祀を掌る義務がある。祭主の資格は彼が祭主任内に比較的に農事豊作、一般に死亡人が少ない變死等がない。これらに適すれば永年に祭主を掌る事になる。祭主に關する條件は運勢、農事、人事等の問題は重要であるが轉じて任内に惡事故になつたら更新に適當なる祭主を任用する事にする。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月四日執筆

十、共同商議

同種族地方内外に重要問題があれば各領袖者が會合し協議を行ふ事もある。協議上重要な事項は内事の利害問題、墾地、狩場、防衛同盟其の他の事件等が主な事である。内外事の問題はこの協議上の議決に依つて執行する事になるのである。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月三日執筆

第七 異種族馘首

一、祖先の敵人

昔祖先の敵人は凡ての異種族である。遠古時代原住民たる祖先は各種族に依つて山奥に散住した後に敵対に発生した由因は獵場事件で始まった。異種族と獵場を争つて相手を殺害した所、異種族の間に仇討になり遂ひ漫然の敵意になつた。この時になつて異種の頭を多く取れた者には光榮の名譽として一般に尊敬され、尚更敵人の頭を大寶物の如くに重大にし健全なる頭倉に保存して年々獲取した頭を累加し、後代のために自族の遺跡を表する習慣が更生した。こうなつた由因でこの習慣が傳統的に後代に傳來したのである。故に遠古時代の祖先は原住民同胞とは雖も異種族との馘首として敵対になつた。

二、祖先の戦士

遠古時代の祖先は老翁少年で戦闘に堪へぬ者を除き外は皆戦士になつて居る。年齢に限定が無く戦士は未成人、壯人、六十餘歳の元氣旺盛な老年も居る。これ等は戦士として進んで出動するである。祖先の敵戦目的は土地占領、人、財、物奪取、戦ひの勝敗決定等の事では無く只一つ敵人の頭を得る為と名譽るである。次に來敵の防御を果せ、尚出陣に馘首の功を全うする事は戦士の本分である。

三、祖先の武器

昔祖先の武器として主なものは銃、刀、槍、弓矢等を使用するのである。男たる者は未成人の頃から銃と刀を所持する事になつて何處へ行く時

にしても、何をする事にしても日夜にしても銃と刀を身に着き來敵を構へて居るそれで銃と刀は男に執つて缺く事に出来ない武器である。殊に各自の生命として又財産として大目に取れ扱つて居るのである。それで昔の人は土地や家畜類等に惠れたにしても銃と刀にはかなばない程である。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月五日執筆

四、祖先の防御

祖先は來敵から侵害されないように賢固なる防備地點と伏擊地點を備へる。更に防備地點の前方に敵人進來に思はれる所に障害物の造設を成す。方法として二つの例を表せれば。

1. 使用竹釘

五、六寸の竹釘を多數造へて路面に突き刺し來敵がこれで狼狽するのを見届けて勇士が一齊に襲撃を成す。

2. 使用岩石

路上の斷崖或は險傾地點に落下すべき岩石を備へる石台に木を横に造へ其の上に幾多の岩石を積み適當な巨離で第一、二、三個所と備へ該所に一人づつの勇士を配置しこの造設の前後に伏擊勇士を前後に前置して敵人が進來時眞中第二個所の信号に依つて三個所とも一齊に石台の木を動かすと造設の岩石を一齊に崩れ落下して敵人に當る。この有様を見届けにして前後の伏擊勇士等も一齊襲撃に來敵を挾撃ちにすると敵人を一人も生かさず頭を馘取する事になるのである。

五、祖先の戰術

昔祖先の戰術は共古來先輩者の經驗傳習に依つて戰士の秘訣に心得て居る。敵戦の場合は先ず地形地物と敵状を確めて戰鬪に着手をなす。戰鬪は勇敢に前進し、動作機敏にして功を得たら時を見當りして速やかに撤退を

なすのである。祖先は特に山戦は卓越である。山の地形地物を利用して木根や岩石の上を歩行し、なるべく足跡をくらませて地面に歩行する。そして草茅を潜る時は耳を傾けて四方の敵を注意して音を立たないように敵前方は潜行し静かに策略を企て好機會に乗じて開戦を發する。作戦は次の如くである。

- 1.敵人の油斷を見すまして先ず一發を放ち敵人が狼狽するのを見届けて一齊に襲撃を行ふ。
- 2.敵人が畠で耕作中を目撃して一齊に攻撃を行ふ。
- 3.險地に敵人と應戦して同行人等が意外に疾風の如しに突撃を行ふのである。
- 4.敵人が集中して居る所を目撃して四方に分配して攻撃を行ふ。
- 5.敵人の大通り下面草叢に伏撃して約十歩乃至三十歩の距離に戦士を分組に配置し敵人進來時眞中の組に到着した間際に眞中の組が一發放つと同時に同行戦士等が一齊に挾撃ちに攻撃を行ふのである。
- 6.敵地に潜伏して我附近の草茅を放火し、これに乘じて伏撃を構へ來敵を襲撃を行ふのである。祖先が少數で良くも敵人と戦ふのは天險を利用し用兵の奇を應用するからである。往事祖先には團體兵法組織訓練が無いが若しもあれば祖先にしても外國戦争に相う侮られない程であらう。

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月五日執筆

六、祖先の凱旋

遠古時代の祖先は出陣に馘首成功をした場合は敵人の頭を携へて歸途に就く事になる。そして部落民に近づくと一定の地點に凱旋を知らせる信号に幾發銃聲を發射する。これで戦士の家族や同部落民もこの信号に依つて戦士等が凱旋で歸へつて來たと喜び合ひ集つて出迎をする事になる。この時に家族等にはちゃんと酒を備へてあるので戦士等が歸着して敵の頭を安置し酒を注ぎ功績の儀を行ふ戦士等が酒宴に就く事になる。言を換へて遠

古時代の祖先は年に一度頭祭祀を盛大に行なつて居る、この大祭祀の意義は毎年敵人の頭を豊穣に取れるように、本倉に敵の頭が累増に満ちるように本戦士が出陣安全に且つ本氏族が益々旺勢に榮へるように天に祈願して祭典を行ふのである。そして戦士等が各々頭倉に些な酒を注ぎおまへ等の同種族等も皆なこの倉に累増に祭られるようにと呼言を發するのである。當日は頭倉を開門の儘にして群衆の參觀にならせる事になる祭典の行事が終ると祝祭の宴會に就き、酒宴開始に大きな水瓶に酒をいっぱい入れる。

外庭の眞中に置け、その周圍に戦士等が坐つて凱旋歌（マヒトウ・マラシタパン）を演ずる。特にマラシタパンになると戦士等の妻や、親族、親戚等の婦女等は身内戦士の後面の左右に跳躍して身内人の手柄を誇りを現はし武勇を奮起させるのである。この時戦勇士並べに婦女等の團體は實に勇しい事に見受けられ無上の光榮に感動される。近古祖先時代になって馘首に關する振舞が日本政府に制止されて頭祭祀は嚴重に廢止した。然し酒宴會中大勢聚會には古來の慣例に祖先の凱旋歌（マヒトウ・マラシタパン）等を演ずる時もある。「終」

民國三十三（日本年號昭和十九）年十月十七日執筆